

## 社会福祉法人大洲市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 育児休業の取得を希望する男性職員について、その円滑な取得を促進するため部署ごとにフォロー・応援体制づくりを行う。

<対策>

平成30年4月～ 職員の具体的ニーズを調査する

平成30年7月～ 各部署で応援体制を確認し、対象者に積極的な取得を心がけるように制度の周知を図る。

目標2 業務の見直し・応援体制の整備をすることで、年次有給休暇の取得日数を増加させ、取得実績のアップを図る。

<対策>

平成30年4月～ 職員の年次有給休暇取得の現状を把握する。

平成30年10月～ 職員の年次有給休暇取得状況を定期的に把握し、取得が進まない職員に対して取得を促す。